AST for Acting Security and Trust

行動します！ 安心と信頼のために

アストのなっとく講座 vol.13 ～年末調整編～

年末調整 ～この機会に、保険料だけではなく ご契約内容の確認を～

今月は、年末調整で対象となる『地震保険料控除』と『生命保険料控除』についてお話したいと思います。

年末調整とは、1月1日～12月31日までの1年間に受取った給与・賃金、および源泉徴収された所得税について、勤務先などが年末に再計算して所得税の過不足を調整することです。

『地震保険料控除』は、契約者や契約者と生計を共にする配偶者、もしくは親族が所有する常時住宅として使用されている居住用の建物、またはその建物に収容されている生活用の家財の地震保険（地震火災特約を含む）が対象となります。その控除額は所得税では最高5万円（住民税2万5千円）です。

『生命保険料控除』は、新しい制度に改正され「一般生命保険料」「個人年金保険料」「医療介護保険料」の3つの控除枠に変更されました。それぞれの控除枠の適用限度額も変更され、制度全体の合計適用限度額も変更されました。これにより、今後は新しい制度と従来の制度が併存します。

この改正は平成24年1月1日以降が契約日の新規契約や、それ以降が更新日の自動更新契約（特約を含む）、途中付加日がそれ以降で特約の保障を追加した契約が新しい制度の対象となります。1年間に払った保険料に応じて、所得税では最高12万円（住民税7万円）の控除が受けられます。

契約日が平成23年12月31日以前で前記に該当しない契約は、従来と同じ「一般生命保険料」「個人年金保険料」の2つの控除枠があり、所得税では最高10万円（住民税最高7万円）の控除が受けられます。

新旧両方の制度が対象となる場合は、それぞれの契約を新旧両方の制度の控除枠ごとに分類して保険料を計算し、それぞれの控除額の上限に注意して各控除額と全体控除額を決定します。

控除証明書が送られてくるこの時期に、支払っている保険料だけではなく、ご加入されているご契約内容を確認をすることもお勧めいたします。

代表取締役CEO
松澤　毅

アストのほけん わくわくイベントのお知らせ

11月29日(日)
10:00～17:00
おとなちゃれんじ2015
in マリオローヤル会館
ちびっ子集まれ！
おとちゃれにポンポンくんがやってくる！

12月12日(土)
10:30～11:45
ねんきん定期便に見る
老後設計セミナー
要予約

火災&地震保険 無料相談会 実施中
10:00～19:00
要予約

株式会社 アスト・コンサルティング
0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5